

掲載の許可条件

1. 当館所蔵資料の複製物を掲載される場合は、当館指定の「掲載許可願」をご提出いただき、規定の料金をお支払いください。
2. 当館における掲載とは以下の通りです。
 - ①印刷物・出版物への掲載
 - ②掲示・展示・放映等による公開
3. 著作権法で保護された資料を掲載される場合は、著作権者等の承諾書をご提出ください。
4. 掲載により著作権法上の問題が生じた場合は、申込者にすべての責任を負っていただきます。
5. 「掲載許可願」で申請された内容の変更・転用はできません。
6. 当館所蔵資料が掲載されている既刊出版物から複写をし、掲載される場合は、「文献複写許可願」と「掲載許可願」をご提出の上、規定の料金をお支払いください。
7. 掲載される場合は、原本が三康図書館の所蔵であることを適宜の方法により明示していただきます。
8. 当館所蔵資料を掲載した印刷物・出版物は、刊行後1部ご寄贈ください。
その際、別紙「掲載箇所一覧表」も併せてご提出ください。
掲示・展示の場合は、掲示・展示の様子を撮影した写真(デジタルデータ可)、放映の場合はビデオテープ(VHS)、DVD等の記録媒体をご寄贈ください。
寄贈いただいた掲載物は当館の資料とします。他の利用者から、閲覧・複写等のご希望があった場合、提供させていただくことがありますのでご了承ください。
9. この許可条件は、当館規程の改正等により変更することがあります。
10. 「掲載許可願」に記入された情報は図書館業務のみに使用し、厳重に管理致します。